

[沖住個第11号書式]

工事内容確認チェックシート（中間時・竣工時）〈一般用〉

受託地方公共団体等 殿

申請者名 _____ (印)
 工事監理者名 _____ (印)
 (又は工事施工者名)

(法令による工事監理者を必要としない工事の場合は、工事施工者)

私は、中間時現場審査又は竣工時現場審査の申請に当たり以下の基準について適合していることを確認しました。

基準項目	基準の概要 (あくまで概要ですので、工事内容の確認にあたっては、同封の「公庫融資住宅基準集」等をよくお読みください。)	中間時 確認欄	竣工時 確認欄	備考	
一般 共通 基準	接道	原則として一般の交通の用に供する道路に2m以上接していること	□	□	
	敷地面積	原則として敷地面積が100㎡以上であること	□	□	
	住宅の規模	住宅の1戸当たりの床面積が80㎡～175㎡であること	□	□	
	住宅の規格	2以上の居住室、炊事室、便所、浴室があること	()	□	
	戸建型式	木造の住宅は1戸建又は連続建てであること	()	□	
	断熱構造の基準	各部位に〔表-1〕に示す厚さ以上の断熱材を充填する又は各部位の熱貫流率を計算により求め、〔表-2〕の数値以下とする、若しくは各部位の熱抵抗の値を計算により求め、〔表-3〕の数値以上とすること。	()	□	
	住宅の構造	土台の寸法は柱の寸法以上であり、耐久性の高い樹種を使用するかK3以上の防腐・防蟻処理を行うこと	□	□	
		土台に接する外壁の下端には水切りが設けられていること	□	□	
	換気設備の設置	浴室、窓のない便所その他の湿気の滞留するおそれのある部分には給気口、及び排気機その他有効な換気設備を設けること	()	□	
		炊事室に設置される給排水の配管は、点検口等から点検できること	()	□	
配管設備の点検	炊事室に設置される給排水の配管は、点検口等から点検できること	()	□		
区画	住宅相互間の区画は、耐火又は1時間準耐火区画であること	()	□		
在 来 木 造	柱の小径	すみ柱の小径は12cm以上、すみ柱である通し柱13.5cm以上（耐久性の高い樹種とする場合は12cm以上でも可能）であること	□	□	
	基礎	基礎は、一体の鉄筋コンクリート造の布基礎であること	□	□	
		地面から基礎の上端までの高さは、40cm以上あること	□	□	
	小屋裏換気	独立した小屋裏ごとに2ヵ所以上の換気孔があること<断熱材を屋根面に施工する場合は、小屋裏換気孔は設置しない> 換気孔の有効面積の天井面積に対する割合は1/300以上とすること	□	□	
床下換気	外壁の床下部分には、壁の長さ4m以内ごと、に有効面積300cm ² 以上の換気孔が設置されていること	□	□		
造	床下防湿	床下の防湿措置は以下のいずれかであること ア 厚さ6cm以上のコンクリートで覆ったもの イ 厚さ0.1mm以上の防湿フィルムで覆ったもの	□	□	
			□	□	
住 宅 の 耐 久 性	外壁の軸組等の防腐・防蟻措置	外壁の軸組等のうち、地面からの高さ1m以内の部分について、防腐及び防蟻措置（耐久性の高い樹種を使用すること等）を講じていること	□	□	
		構造用製材のJASの耐久性区分D1の樹種又はそれらによる集製材等	□	□	
		下地を除く部分に製材又は集製材等が使用されており、外壁の下地に製材、集製材等又は構造用合板が使用され、防腐・防蟻に有効な薬剤が塗布され、加圧注入され、浸漬され、若しくはふきつけられたもの又は防腐・防蟻に有効な接着剤が混入されたものである	□	□	
	防腐・防蟻に有効な措置措置	柱が直接外気に接する構造（真壁構造）の場合、軒の出が90cm以上	□	□	
		柱に接続する外壁に通気孔が設けられている	□	□	
		製材又は集製材等でその小径が12cm以上のもの	□	□	
防腐・防蟻に有効な措置措置	基礎の内周部の地盤は、次のいずれかの防蟻措置を講じていること ア 鉄筋コンクリート造のべた基礎による被覆 イ 基礎と鉄筋により一体になって地盤上に一様に打設されたコンクリートによる被覆 ウ 有効な土壌処理	□	□		
	浴室等の防水措置	浴室及び脱衣室の軸組及び床組並びに浴室の天井は、防水上有効な仕上げが施されていること	()	□	
		浴室ユニットとしたもの	()	□	

枠組壁工	外壁下地材料	・ 構造用合板のJASに規定する特類で厚さ 9mm以上	()																																							
		・ 構造用パネルのJASに規定する一級、二級、三級又は四級のもの。	()																																							
		・ JISに規定するパーティクルボードで厚さ 15mm以上	()																																							
		・ 外壁に通気層を設ける構造にあっては、国土交通省の告示に適合するもの。	()																																							
法住宅の耐久性基準	基礎	在来木造の住宅と同じなので、同欄でチェックする。																																								
	小屋裏換気	在来木造の住宅と同じなので、同欄でチェックする。																																								
	床下換気	在来木造の住宅と同じなので、同欄でチェックする。																																								
	床下防湿	在来木造の住宅と同じなので、同欄でチェックする。																																								
	耐久上支障のない措置	在来木造の住宅と同じなので、同欄でチェックする。																																								
鉄骨造住宅の耐久性基準	構造耐力上主要な部分の鋼材	・ 柱、はり及び筋かいに使用する鋼材の材厚、防錆性能等に関する規定 ※「公庫融資住宅基準集」のⅡの4. 鉄骨造の(1)を参照																																								
		・ 柱、はり及び筋かい以外に使用する鋼材の材厚、防錆性能等に関する規定 ※「公庫融資住宅基準集」のⅡの4. 鉄骨造の(2)を参照																																								
	小屋裏換気	在来木造の住宅と同じなので、同欄でチェックする。																																								
	床下換気	在来木造の住宅と同じなので、同欄でチェックする。																																								
鉄筋・鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋のかぶり厚さ	・ 鉄筋のかぶり厚さが水セメント比ごとに定めた寸法以上で、使用するセメント及びコンクリートは耐久上支障のない品質であること																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">部 位</th> <th colspan="2">(ろ)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">最小かぶり厚さ</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>水セメント比</th> <th>水セメント比</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>55%以下</th> <th>60%以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">直接土に接しない部分</td> <td rowspan="2">耐力壁以外の壁、床、屋根</td> <td>屋 内</td> <td>2 cm</td> <td>3 cm</td> </tr> <tr> <td>屋 外</td> <td>3 cm</td> <td>4 cm</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">耐力壁、柱、はり</td> <td>屋 内</td> <td>3 cm</td> <td>4 cm</td> </tr> <tr> <td>屋 外</td> <td>4 cm</td> <td>5 cm</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">直接土に接する部分</td> <td colspan="2">壁、柱、はり、床、基礎の立ち上がり</td> <td>4 cm</td> <td>5 cm</td> </tr> <tr> <td colspan="2">基礎（立ち上がり部分、捨てコンクリート部分を除く）</td> <td>6 cm</td> <td>7 cm</td> </tr> </tbody> </table> <p>この表において、外壁の屋外に面する部位又は屋根の屋外に面する部位にタイル貼り、モルタル塗り又は外断熱工法による仕上げが施されている場合については、屋外側に限り、(ろ1)及び(ろ2)欄の最小かぶり厚さを1cm減じることができる。</p>	部 位		(ろ)		最小かぶり厚さ				水セメント比	水セメント比			55%以下	60%以下	直接土に接しない部分	耐力壁以外の壁、床、屋根	屋 内	2 cm	3 cm	屋 外	3 cm	4 cm	耐力壁、柱、はり	屋 内	3 cm	4 cm	屋 外	4 cm	5 cm	直接土に接する部分	壁、柱、はり、床、基礎の立ち上がり		4 cm	5 cm	基礎（立ち上がり部分、捨てコンクリート部分を除く）		6 cm	7 cm		
部 位		(ろ)																																								
		最小かぶり厚さ																																								
		水セメント比	水セメント比																																							
		55%以下	60%以下																																							
直接土に接しない部分	耐力壁以外の壁、床、屋根	屋 内	2 cm	3 cm																																						
		屋 外	3 cm	4 cm																																						
	耐力壁、柱、はり	屋 内	3 cm	4 cm																																						
		屋 外	4 cm	5 cm																																						
直接土に接する部分	壁、柱、はり、床、基礎の立ち上がり		4 cm	5 cm																																						
	基礎（立ち上がり部分、捨てコンクリート部分を除く）		6 cm	7 cm																																						
コンクリートの品質等	・ 強度が33N/mm ² 未満の場合スランブ18cm以下、強度が33N/mm ² 以上の場合スランブ21cm以下。																																									
	・ 単位水量が185kg/m ³ 以下であること。																																									
丸太組構法住宅の耐久性基準	軒の出	・ 外壁の中心線から軒の先端までの水平距離を60cm以上とし、かつ、耐力壁の突出部分の先端から軒の先端までの距離を25cm以上とすること。																																								
	基礎	在来木造の住宅と同じなので、同欄でチェックする。																																								
	小屋裏換気	在来木造の住宅と同じなので、同欄でチェックする。																																								
	床下換気	在来木造の住宅と同じなので、同欄でチェックする。																																								
	床下防湿	在来木造の住宅と同じなので、同欄でチェックする。																																								
耐久上支障のない措置	在来木造の住宅と同じなので、同欄でチェックする。																																									
補強C B造住宅の耐久性基準	鉄筋のかぶり厚さ	・ 鉄筋のかぶり厚さが水セメント比ごとに定めた寸法以上で、使用するセメント及びコンクリートは耐久上支障のない品質であること																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">部 位</th> <th colspan="2">(ろ)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">最小有効かぶり厚さ</th> </tr> <tr> <th>(イ) (水セメント比55%以下)</th> <th>(ロ) (水セメント比60%以下)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内側の部分</td> <td>2 cm</td> <td>3 cm</td> </tr> <tr> <td>屋外側の部分</td> <td>3 cm</td> <td>4 cm</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 外壁の屋外に面する部位にタイル貼り、モルタル塗り、外断熱工法による仕上げその他これらと同等以上の性能を有する処理が施されている場合については、屋外側の部分に限り、(ろ)項に掲げる最小有効かぶり厚さを1cm減じることができる。</p>	部 位	(ろ)		最小有効かぶり厚さ		(イ) (水セメント比55%以下)	(ロ) (水セメント比60%以下)	屋内側の部分	2 cm	3 cm	屋外側の部分	3 cm	4 cm																											
部 位	(ろ)																																									
	最小有効かぶり厚さ																																									
	(イ) (水セメント比55%以下)	(ロ) (水セメント比60%以下)																																								
屋内側の部分	2 cm	3 cm																																								
屋外側の部分	3 cm	4 cm																																								
コンクリートブロック及び目地モルタルの品質	・ コンクリートブロックの圧縮強さが16N/mm ² 以上																																									
	・ 目地モルタルの水セメント比が、55%以下																																									

		雨水の浸透対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイル貼り、モルタル塗り、外断熱工法その他同等以上の仕上げとする。 ・ JISに規定する防水形外装薄塗材E、複層仕上塗材又は外装厚塗材E、JISに規定する外壁用塗膜防水材その他同等以上の仕上げ。 ・ 防水性を有する笠木により保護されていること。 			
		臥 梁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臥梁が鉄筋コンクリート造等の住宅の基準に適合していること。 			
長 寿 社 会 対 応 住 宅 基 準	バ リ ア フ リ ー タ イ プ に 係 る 住 宅 基 準	床の構造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等の寝室のある階すべての居室、便所、浴室(出入口の部分を除く。)、洗面所及び脱衣室、玄関(土間の部分を除く。))の各部分の床及び当該部分相互間をつなぐ廊下は、段差のない構造(5mm以内の段差を含む。)とする。 	—		
		廊下の幅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内法で、78cm(柱の存する部分にあっては、75cm)以上 	—		
		居室の出入口	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての居室の出入口の幅は内法で75cm以上、浴室の出入口の幅は内法を60cm以上 	—		
		浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浴室の短辺は内法で130cm以上、その有効面積は2.0㎡以上 	—		
		住宅の階段	<ul style="list-style-type: none"> ・ $T \geq 19.5\text{cm}$ $R/T \leq 22/21\text{cm}$ $55\text{cm} \leq T + 2R \leq 65\text{cm}$ (T:踏面の寸法 R:けあげの寸法) 	—		
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分。 	—		
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分。 	—		
		手すり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浴室及び住宅内の階段には、手すりを設けること。 	—		
部屋の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等の寝室のある階には、便所を設置すること。 	—				
環 境 共 生 住 宅 基 準	省 エ ネ ル ギ ー タ イ プ に 係 る 住 宅 基 準	断熱性能の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の①から④までのいずれかに適合し、かつ、RC造等で内断熱工法で施工する場合、断熱材の全面密着などにより、室内空気の流入に配慮。 ①断熱等性能等級4の仕様基準の適用条件を満足し、(表-1)以上の厚さの断熱材を充填又は各部位の熱抵抗値を求め、(表-1)の基準値以上とする。 ②仕様基準の適用が可で、各部位の熱貫流率が(表-2)の基準値以下の場合。 ③冷房期の平均日射熱取得率が、(表-3)の数値以下とすること。 ④設計一次エネルギー消費量が基準のエネルギー消費量を上回らない場合。 	()		
		※詳細は、表-1～表-3を参照のこと				
		融資の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本融資額を住宅部分の建設費の50%とします。 			
		指定の状況	<ul style="list-style-type: none"> ①首里金城地区(那覇市) ②壺屋地区やちむん通り(那覇市) ③龍潭通り沿線地区(那覇市) 			
		担当部局	<ul style="list-style-type: none"> 担当部局：那覇市都市計画課都市デザイン室 ☎098-951-3246 			
他 の 建 設 基 準	超 長 期 親 子 リ レ 返 済 住 宅	一戸当たりの床面積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一戸建て、連続建て及び重ね建て=125㎡超 ・ 共同建て=95㎡超 	()		
		敷地面積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 200㎡超 	()		
		バリアフリー要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリー住宅工事を行うこと 	—		
		耐久性要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火・準耐火・木造(耐久性あり) 			
		居室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4以上の居室 	()		
		便所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一戸建て、連続建て及び重ね建て=2以上 	()		
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同建て=2以上又は内法寸法で1,100mm×1,300mm以上若しくは便器の前方及び側方について、便器と壁の距離が500mm以上で腰掛け式であること。 	()		
		炊事室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一戸建て、連続建て及び重ね建て=2以上の炊事室 	()		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同建て=1以上の炊事室 	()					
浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2以上又は短辺が内法寸法で1,400mm以上であり、かつ、面積が内法寸法で2.5㎡以上であること。 	—				

一般共通基準

(別記) 断熱構造工事

公庫融資住宅の場合は、公庫の定める断熱構造工事を実施することが必要です。断熱構造工事は以下の基準に適合し、断熱等性能等級2相当以上とする必要があります。

※ 各部位に〔表-1〕に示す厚さ以上の断熱材を充填すること、または、各部位の熱貫流率(壁、天井などの各部位毎の室内からの熱の逃げやすさ)を計算により求め、〔表-2〕の数値以下とする、若しくは各部位の熱抵抗の値を計算により求め、〔表-3〕の数値以上とすること。

〔表-1〕 沖縄県の地域(8)における断熱材の厚さ(共通基準)

この表で示す断熱材の厚さは、基準に規定する熱抵抗値に適合する断熱材の種類・厚さを選択することが容易にできるように作成したものです。したがって、選択した断熱材の熱伝導率によっては表に記載される厚さよりも薄い厚さでも、基準に定められている熱抵抗値に適合させることが可能となる場合があります。なお、断熱材の厚さは、5mm単位に切り上げたものです。

住宅の種類	部 位	断熱材の熱抵抗の基準値 ($m^2 \cdot K/W$)	断熱材の種類毎の最低厚さ(単位:mm)						
			A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄筋コンクリート造又は組積造の住宅その他これらに類する住宅	屋根又は天井	0.5	30	25	25	20	20	15	15
上記以外の住宅	屋根又は天井	0.5	30	25	25	20	20	15	15

記号別の断熱材の種類

(λ : 熱伝導率 [$W/(m \cdot K)$])

区分	熱伝導率 λ	断熱材の種類	区分	熱伝導率 λ	断熱材の種類
A-1	0.052 ~ 0.051	・吹込み用グラスウールGW-1、GW-2(施工密度13K、18K)	C	0.040 ~ 0.035	・A種ホリエチレンフォーム保温板2種
		・シーリングボード(9mm)			・吹込み用セルローズファイバー-25K、45K、55K
		・A級インシュレーションボード(9mm)			・A種フェノールフォーム保温板2種1号、3種1号、3種2号
		・タタミボード(15mm)			・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種3
A-2	0.050~ 0.046	・住宅用グラスウール10K相当	D	0.034 ~ 0.029	・A種ヒートース法ホリスチレンフォーム保温板特号
		・吹込み用ロックウール25K相当			・A種押出法ホリスチレンフォーム保温板2種
B	0.045~ 0.041	・住宅用グラスウール16K相当、20K相当			・A種フェノールフォーム保温板2種2号
		・A種ヒートース法ホリスチレンフォーム保温板4号			・A種硬質ウレタンフォーム保温板1種
		・A種ホリエチレンフォーム保温板1種1号、2号			・A種ホリエチレンフォーム保温板3種
C	0.040 ~ 0.035	・住宅用グラスウール424K相当、32K相当			E
		・高性能グラスウール16K、24K、32K相当	・高性能グラスウール40K相当、48K相当		
		・吹込み用グラスウール30K、35K相当	・A種押出法ホリスチレンフォーム保温板3種		
		・住宅用ロックウール(マット、フェルト、ボード)	・A種硬質ウレタンフォーム保温板2種1号、2号、3号、4号		
		・A種ヒートース法ホリスチレンフォーム保温板1~3号	F	0.022以下	・A種フェノールフォーム保温板2種3号
		・A種押出法ホリスチレンフォーム保温板1種			・A種フェノールフォーム保温板1種1号、2号

※ 記号別断熱材の種類は、次の「環境共生住宅基準(省エネルギータイプに係る基準)」において同じ。

〔表-2〕 熱貫流率の値〔単位: $W/(m^2 \cdot K)$ 〕

〔表-3〕 熱抵抗の値〔単位: $m^2 \cdot K/W$ 〕

住宅の種類	部 位	熱貫流率	住宅の種類	部 位	断熱材の熱抵抗の値		
鉄筋コンクリート造及び組積造の住宅その他これらに類する住宅	屋根又は天井	1.41	鉄筋コンクリート造及び組積造の住宅その他これらに類する住宅	屋根又は天井	0.5		
	壁	—		壁	—		
	床	外気に接する部分		—	床	外気に接する部分	—
		その他の部分		—		その他の部分	—
上記以外の住宅	屋根又は天井	1.39	上記以外の住宅	屋根又は天井	0.5		
	壁	—		壁	真壁造で断熱材を施工するもの	—	
	床	外気に接する部分			—	大壁造で断熱材を施工するもの	—
		その他の部分		—	床	外気に接する部分	—
				その他の部分	—		

環境共生基準（省エネルギータイプに係る基準）

【表 - 1】 沖縄県の地域（8）における断熱材の厚さと熱抵抗値
 <記号別断熱材の種類については、次項参照>

この表で示す断熱材の厚さは、基準に規定する熱抵抗値に適合する断熱材の種類・厚さを選択することが容易にできるように作成したものです。したがって、選択した断熱材の熱伝導率によっては表に記載される厚さよりも薄い厚さでも、基準に定められている熱抵抗値に適合させることが可能となる場合があります。なお、断熱材の厚さは、5mm単位に切り上げたものです。

住宅の種類	部位	断熱材の熱抵抗の基準値 ($\text{m}^2 \cdot \text{K}/\text{W}$)	断熱材の種類ごとの最低厚さ (単位:mm)								
			A-1	A-2	B	C	D	E	F		
(1)	鉄筋コンクリート造の住宅又は組積造の住宅	屋根又は天井	内断熱	1.6	85	80	75	65	55	45	40
		外断熱	1.4	75	70	65	60	50	40	35	
(2)	枠組壁工法の住宅 在来木造の住宅	充填断熱工法	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
			天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
		外張断熱工法又は内張断熱工法	屋根又は天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
(3)	※鉄骨造の住宅	外張断熱工法又は内張断熱工法	屋根又は天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90

※鉄骨造で外張断熱工法及び内張断熱工法以外とする場合は、以下の熱抵抗基準を適用します。

鉄骨造住宅（外張断熱工法及び内張断熱工法以外）の場合の熱抵抗値基準

地域	外装材の熱抵抗	一般部の断熱層を貫通する金属部材（断熱層を貫通する金属製下地部材）の有無	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 $\text{m}^2\text{k}/\text{w}$)		
			断熱材を施工する箇所の区分		
			鉄骨柱、鉄骨梁部分	一般部（鉄骨柱が存する部分以外の壁）	一般部において断熱層を貫通する金属部材
8	0.56以上	無し	0.08	1.08	/
		有り	0.08	2.22	0.33
	0.15以上 0.56未満	無し	0.31	1.47	/
		有り	0.31	2.22	0.50
	0.15未満	無し	0.63	1.72	/
		有り	0.63	2.22	0.72

【表 - 2】 熱貫流率の基準値 [単位: $\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$]

住宅の種類	部位	熱貫流率	
(1) 鉄筋コンクリート造及び組積造の住宅 その他これらに類する住宅	屋根又は天井	内断熱	0.53
		外断熱	0.62
(2) その他の住宅	屋根又は天井	/	0.24

【表 - 3】 冷房期の平均熱取得率 [単位: なし]

3.2

[沖住個第12号書式]

工事内容確認チェックシート（中間時・竣工時）＜設計登録住宅用＞

受託地方公共団体等 殿

申請者名 (印)

工事監理者名 (印)
(又は工事施工者名)

(法令による工事監理者を必要としない工事の場合は、工事施工者)

私は、中間時現場審査又は竣工時現場審査の申請に当たり以下の基準について適合していることを確認しました。

基準項目		基準の概要 (あくまで概要ですので、工事内容の確認にあたっては、 同封の「公庫融資住宅基準集」等をよくお読みください。)	中間時 確認欄	竣工時 確認欄	備考	
一般	接道	・ 原則として一般の交通の用に供する道路に2m以上接していること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	敷地面積	・ 原則として敷地面積が100㎡以上であること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	住宅の規模	・ 住宅の1戸当たりの床面積が80㎡～175㎡であること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	住宅の規格	・ 2以上の居住室、炊事室、便所、浴室があること	(<input type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/>		
	戸建型式	・ 木造の住宅は1戸建又は連続建てであること	(<input type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/>		
	断熱構造の基準	・ 省エネルギータイプ(基礎基準型)適合仕様シートに定められたとおりであること	(<input type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/>		
	共通	土台	・ 外壁に接する土台を木造とする場合は次の各号に適合すること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			・ 土台の寸法は柱の寸法以上であり、耐久性の高い樹種を使用するかK3以上の防腐・防蟻処理を行うこと	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	基準	住宅の構造	・ 主要構造部を耐火構造、準耐火構造または耐久性基準に適合する住宅であること(各構造別のディテールシート・仕上表に定められたとおりであること)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		換気設備の設置	・ 浴室、窓のない便所その他の湿気の滞留するおそれのある部分には給気口、及び排気機その他有効な換気設備を設けること	(<input type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/>	
配管設備の点検		・ 炊事室に設置される給排水の配管は、点検口等から点検できること	(<input type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/>		
区画(重ね・連続建てのみ)		・ 住宅相互間の区画は、耐火又は1時間準耐火区画であること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
木質系		柱の小径	・ 耐久性タイプ適合仕様シートに定められたとおりであること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	外壁下地材料	・ 耐久性タイプ適合仕様シートに定められたとおりであること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	基礎の構造及び高さ	・ 耐久性タイプ適合仕様シートに定められたとおりであること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	小屋裏換気	・ 耐久性タイプ適合仕様シートに定められたとおりであること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	床下換気	・ 耐久性タイプ適合仕様シートに定められたとおりであること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	床下防湿	・ 耐久性タイプ適合仕様シートに定められたとおりであること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	耐久性	土台・木部の防腐・防蟻措置	・ 耐久性タイプ適合仕様シートに定められたとおりであること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		基礎内周部の地盤の防蟻措置	・ 耐久性タイプ適合仕様シートに定められたとおりであること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		浴室等の防水措置	・ 耐久性タイプ適合仕様シートに定められたとおりであること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		基準	柱の小径	・ 耐久性タイプ適合仕様シートに定められたとおりであること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
外壁下地材料	・ 耐久性タイプ適合仕様シートに定められたとおりであること		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
基礎の構造及び高さ	・ 耐久性タイプ適合仕様シートに定められたとおりであること		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
小屋裏換気	・ 耐久性タイプ適合仕様シートに定められたとおりであること		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
床下換気	・ 耐久性タイプ適合仕様シートに定められたとおりであること		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
床下防湿	・ 耐久性タイプ適合仕様シートに定められたとおりであること		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
鉄骨系の耐久性基準	土台・木部の防腐・防蟻措置	・ 耐久性タイプ適合仕様シートに定められたとおりであること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	基礎内周部の地盤の防蟻措置	・ 耐久性タイプ適合仕様シートに定められたとおりであること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	浴室等の防水措置	・ 耐久性タイプ適合仕様シートに定められたとおりであること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	構造耐力上主要な部分の鋼材	・ 耐久性タイプ適合仕様シートに定められたとおりであること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	小屋裏換気	・ 耐久性タイプ適合仕様シートに定められたとおりであること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	床下換気	・ 耐久性タイプ適合仕様シートに定められたとおりであること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	床下防湿	・ 耐久性タイプ適合仕様シートに定められたとおりであること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

コンクリート系の耐久性基準	鉄筋のかぶり厚さ	・ 耐久性タイプ適合仕様シートに定められたとおりであること			
長寿社会対応住宅基準	床の構造	・ 高齢者等の寝室のある階すべての居室、便所、浴室(出入口の部分を除く。)、洗面所及び脱衣室、玄関(土間の部分を除く。)の各部分の床及び当該部分相互間をつなぐ廊下は、段差のない構造(5mm以内の段差を含む。)とする。	—		
	廊下の幅	・ 内法で、78cm(柱の存する部分にあっては、75cm)以上	—		
	居室の出入口	・ すべての居室の出入口の幅は内法で75cm以上、浴室の出入口の幅は内法を60cm以上	—		
	浴室	・ 浴室の短辺は内法で130cm以上、その有効面積は2.0㎡以上	—		
	住宅の階段	・ $T \geq 19.5\text{cm}$ $R/T \leq 22/21\text{cm}$ $55\text{cm} \leq T + 2R \leq 65\text{cm}$ (T:踏面の寸法 R:けあげの寸法)	—		
		・ 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分。	—		
		・ 90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分。	—		
	手すり	・ 浴室及び住宅内の階段には、手すりを設けること。	—		
部屋の配置	・ 高齢者等の寝室のある階には、便所を設置すること。	—			
環境共生住宅基準					
	省エネルギータイプに係る基準	・ 省エネルギー(一般型)適合仕様シートに定められたとおりであること	()		
その他の建設基準	歴史的・文化的町並み等保存継承住宅	・ 担当部局の内容審査を受けている旨の書類の添付	()		
		融資の拡充	・ 基本融資額を住宅部分の建設費の50%とします。		
		指定の状況	①首里金城地区(那覇市) ②壺屋地区やちむん通り(那覇市) ③龍潭通り沿線地区(那覇市)		
			担当部局: 那覇市都市計画課都市デザイン室 TEL098-951-3246		
超長期親子リレー返済住宅	一戸当たりの床面積	・ 一戸建て、連続建て及び重ね建て=125㎡超	()		
		・ 共同建て=95㎡超	()		
	敷地面積	・ 200㎡超	()		
	バリアフリー要件	・ バリアフリー住宅工事を行うこと	—		
	耐久性要件	・ 耐火・準耐火・木造(耐久性あり)	()		
	居室	・ 4以上の居室	()		
	便所	・ 一戸建て、連続建て及び重ね建て=2以上	()		
		・ 共同建て=2以上又は内法寸法で1,100mm×1,300mm以上若しくは便器の前方及び側方について、便器と壁の距離が500mm以上で腰掛け式であること。	()		
炊事室	・ 一戸建て、連続建て及び重ね建て=2以上の炊事室	()			
	・ 共同建て=1以上の炊事室	()			
浴室	・ 2以上又は短辺が内法寸法で1,400mm以上であり、かつ、面積が内法寸法で2.5㎡以上であること。	—			